

大阪府監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年2月26日

大阪府監査委員 大西 寛文
 同 西野 修平
 同 山本 浩二
 同 岸本 佳浩
 同 森田 秀朗

委員意見に対する措置

（ガントリークレーンの在り方、運用方針について）

監査対象機関名	大阪府港湾局									
監査実施年月日	平成22年7月14日から同年8月4日まで									
	監査の結果	措置の状況								
	<p>堺泉北港コンテナターミナルにあるガントリークレーン（荷役機械）の稼働率が極めて低く、以下のとおり維持管理費用さえも賄えない状況にある。</p> <table border="0"> <tr> <td>ガントリークレーン使用料収入（歳入）</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>点検等維持管理費用（歳出）</td> <td>42百万円</td> </tr> <tr> <td>ガントリークレーン設備の年間負担額</td> <td>150百万円</td> </tr> <tr> <td>差引収支</td> <td>△182百万円</td> </tr> </table> <p>ガントリークレーンの耐用年数を迎えるに当たって、維持管理・改修費の増加が予想され、府営港湾の多大な負担となることから、休止も含めて、今後のガントリークレーンの在り方、</p>	ガントリークレーン使用料収入（歳入）	10百万円	点検等維持管理費用（歳出）	42百万円	ガントリークレーン設備の年間負担額	150百万円	差引収支	△182百万円	<p>ガントリークレーンの運用については、日々の努力の中で歳入増加と歳出縮減に努めている。</p> <p>ポートセールス等が功を奏し、ガントリークレーンの稼働率が順調にアップしており、平成26年度のガントリークレーン使用料収入は、平成21年度より倍増した。</p> <p>一方、平成26年度の維持管理費については、3基のうち1基を休止することによる保守点検費用の削減等により、平成21年度に比べ6百万円程度減少した。</p> <p>今後については、稼働率（歳入額）の更なる増加を図るため、平成28年度より港湾運営会社制度を導入し、民間視線を取り入れ</p>
ガントリークレーン使用料収入（歳入）	10百万円									
点検等維持管理費用（歳出）	42百万円									
ガントリークレーン設備の年間負担額	150百万円									
差引収支	△182百万円									

運用方針を明らかにされたい。

た営業活動や運営の効率化に取り組んでいく。（港湾運営会社制度導入に当たり必要となる大阪府港湾施設条例の一部改正については、「大阪府港湾施設条例の一部を改正する条例」を、平成27年11月2日に公布した。）